

平成27年度 予算が決まる

平成27年度事業計画と収入支出予算が、去る2月24日に開催された組合会で承認されました。

少子高齢化に伴い社会保障費が増加の一途をたどる中、政府は持続可能な社会保障システムの確立に向け、制度改革を押し進めております。それを受け、医療保険制度改革関連法案が今年の通常国会に提出されましたが、その内容は、後期高齢者支援金の全面総報酬割への移行や保険料率上限の引き上げ、標準報酬月額上限の引き上げなど、その多くが健保組合と被保険者のみなさまの負担を今以上に増やすものであり、当組合におきましても、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

そのような中ですが、今年度から新たにデータヘルス事業を効果的・計画的に実施し、より一層みなさまの健康の保持増進に努めてまいります。

大阪薬業健康保険組合の予算概要

健康保険

●収入

みなさまや事業主から納めていただく保険料による収入は、被保険者数・平均標準報酬月額ともに増加を見込み、前年度予算額に比べ21億707万1千円増の489億5,279万4千円と見込みました。

その他の収入では、施設利用料や利子収入など雑収入として3億3,588万8千円を計上しました。

●支出

みなさまの医療費などにあてる保険給付費は、年々増え続ける医療費を賄うため、前年度予算額に比べ8億816万7千円増の252億4,699万円と見込みました。

また、各種健康診断やインフルエンザ予防接種補助などを実施するための費用である保健事業費には、前年度予算額に比べ4億5,252万6千円増の26億2,509

万円を充て、みなさまの健康をサポートします。

さらに、高齢者医療制度への納付金・支援金全体では、前年度予算額に比べ3億7,639万7千円増の217億6,937万3千円と見込みました。この額は保険料収入の約44%にあたり、健保財政を圧迫しています。

以上の結果、本来の健保組合の財政状況を示す経常収支では、8億5,105万5千円の赤字となる厳しい予算となりましたので、別途積立金からの繰入金を計上して収支の均衡を図りました。

大阪薬業健康保険組合では、引き続き支出の削減や効率的な事業運営に努めてまいります。みなさまも健康の保持増進に努めていただくとともに、適正受診等による医療費の削減にもご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

介護保険

●収入

科 目	予算額(千円)
介護保険収入	4,851,246
雑 収 入	57
収 入 合 計	4,851,303

●支出

科 目	予算額(千円)
介護納付金	4,305,861
介護保険料還付金	2,000
予 備 費	543,442
支 出 合 計	4,851,303

保険料収入は、前年度予算額に比べ2億775万9千円増の48億5,124万6千円を計上しました。

一方、介護サービス等にかかる費用として健保組合が負担する介護納付金は、43億586万1千円と見込みました。

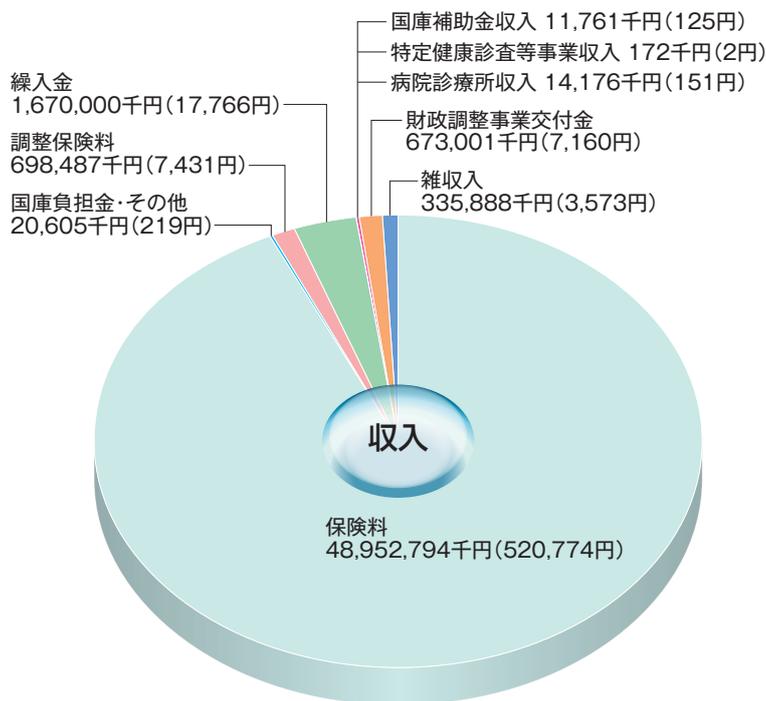
予算の概要

健康保険	平成27年度	対前年度予算
被保険者数	94,000人	+2,200人
平均標準報酬月額	365,689円	+4,513円
一人あたり標準賞与額	1,342,542円	+77,594円
健康保険料率(調整保険料含む)	1000分の93.0	-

介護保険	平成27年度	対前年度予算
介護保険第2号被保険者数	71,000人	+1,400人
平均標準報酬月額	420,000円	+1,424円
一人あたり標準賞与額	1,556,162円	+83,779円
介護保険料率	1000分の15.0	-

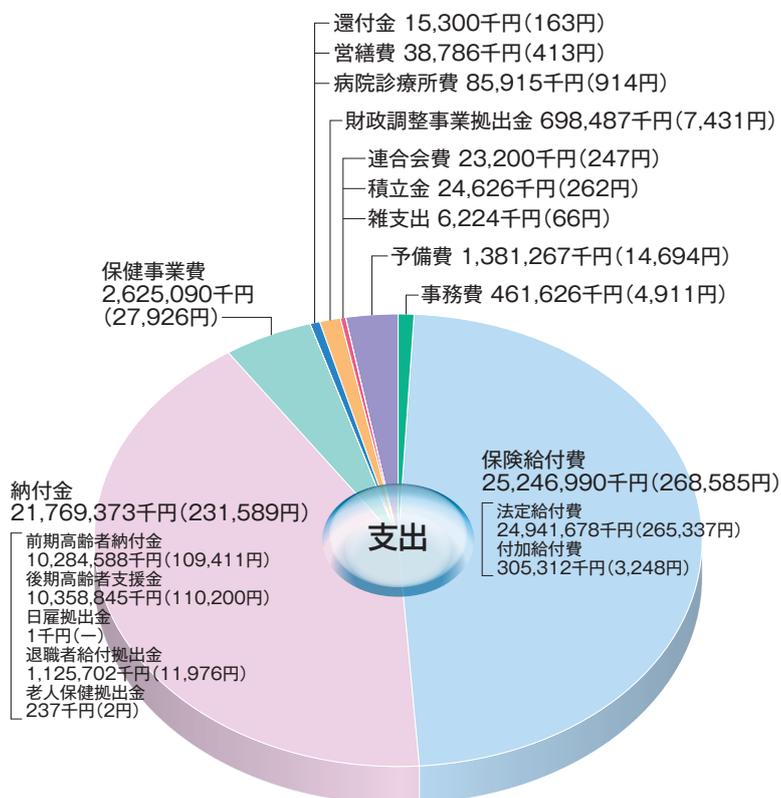
健康保険 収入支出のあらまし

()内は被保険者1人あたり額



収入合計 52,376,884千円 (557,201円)

経常収入合計 49,405,389千円 (525,589円)



支出合計 52,376,884千円 (557,201円)

経常支出合計 50,256,444千円 (534,643円)

平成27年度は主にこのような事業を行います

(◆は厚生年金基金と共同)
(■は新規事業)

保険給付

- 医療の給付 (現物給付)
- 傷病手当金や出産手当金などの支給 (現金給付)
- 付加金の給付

疾病予防

- 生活習慣病健診
- 一般健康診査
- 人間ドック
- 特定健診
- 特定保健指導
- 大腸がん検診
- 腹部超音波検査
- 前立腺がん検診
- 肝炎ウイルス検診
- 乳がん検診
- 子宮がん検診
- 胃がん検診
- 歯科予防健診
- インフルエンザ予防接種の補助
- 禁煙教育
- 健康づくりの各種講習会
- 未受健者への受健促進
- ピロリ菌検査
- 海外赴任者の健診と予防接種
- データヘルス事業

広報活動

- ◆ 機関誌「健保・基金だより」年4回発行
- ホームページ
- ◆ 実務担当者各種講習会
- 各種委員活動
- 共同事業への参加

体力づくり

- ◆ 野球大会の開催
- ◆ テニス大会の開催
- 夏期「海の家」開設
- 夏期プール券の発行
- フィットネスクラブとの利用契約

固定施設

- 大阪薬業保健センター会議室の貸出

その他

- 契約保養所補助金の支給
- 高額医療費の貸付
- 限度額適用認定証の交付
- 出産費資金の貸付

大阪薬業健康保険組合

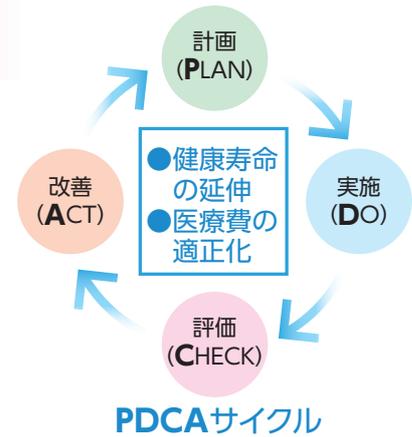
データヘルス事業のご案内

平成27年度は、健保組合の「データヘルス計画」実施元年です。

データヘルス計画は、みなさまの医療費データと特定健診データを分析したうえで事業を企画し(Plan)、実施します(Do)。実施した事業については、そのままにせず検証を行い(Check)、次年度の事業の改善につなげ(Act)、年度ごとにPDCAサイクルを回していきます。

しかし、これまでとまったく違う事業が始まるわけではありません。引き続き、健診をはじめとした大阪薬業健康保険組合の事業を積極的にご活用ください。

※平成27年度から3年間は、データヘルス事業を軌道に乗せるための基礎作りの期間と位置付けられていますので、被保険者の多い事業所や当組合の健康管理事業推進委員が所属する事業所等を中心に実施いたします。



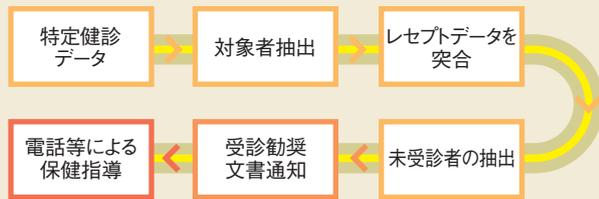
糖尿病の重症化予防

健診結果で、糖尿病に関連する血液検査の数値が基準を超えており、「要治療」と判定されたにもかかわらず、未受診である方に対して、早期の受診を促し、糖尿病の重症化予防に繋がります。

【対象者】

- 「HbA1c」、または「空腹時血糖」が、基準値以上であり、レセプトによる受診歴がない方

【実施方法】



【効果測定】

- 受診状況の確認(通知後3カ月)
- 健診結果の確認(次回健診結果)

特定健診・特定保健指導の促進

【特定健診】

〈既存〉

- 任継被保険者および被扶養者全員に対する受診勧奨案内を自宅宛に送付します。(年度に2回→1回目の案内後、未受診者に2回目の案内を実施)
- パート先などで受けた健診結果等を提出した方に対し、「クオカード1,000円分」を進呈します。

〈新規〉

- 事業所へデータ分析結果を提供し、事業主の協力のもと社内広報などで被保険者を通じて被扶養者の受診勧奨に繋げてもらい、受診率の向上を図ります。

【特定保健指導】

〈既存〉

- 被保険者に対する利用勧奨案内を事業所宛に送付します。(年度に1回)
- 当組合の保健師による事業所への訪問指導を行います。

〈新規〉

- 糖尿病の重症化予防事業における保健指導を、「特定保健指導」の利用率向上に結びつけます。
- 契約医療機関との契約内容見直しにより、利用勧奨の充実を図ります。

多受診者に対する適切な指導

【重複受診】

同一疾病による複数の医療機関での重複受診(外来)の発生状況を分析し、適切な受診を促します。

【対象者】

- 同一月内に同一疾病のため、同一診療科の複数医療機関の外来受診があり、かつ、それが3カ月連続する方

【頻回受診】

同一診療科の医療機関において、同一疾病による頻回受診(外来)の発生状況を分析し、適切な受診を促します。

【対象者】

- 同一月内に同一診療科の医療機関に多数の外来受診があり、かつ、それが3カ月連続する方

【実施方法】



【効果測定】

- 受診状況の確認(通知後3カ月)

事業主との協働(コラボヘルス)

【事業所へのデータ分析結果の提供】

事業主と健保組合が、健康課題等に対する認識を共有し、職場環境の整備や生活習慣の改善等につなげていただくために、組合全体と事業所のデータ分析結果を提供します。

【実施方法】

組合全体および事業所の下記データを数値化・グラフ化します。

- ◎特定健診データ
 - 受診率、有所見率 など
- ◎特定保健指導データ
 - 利用率
- ◎レセプトデータ
 - 疾病分類別、医療費別 など

【効果測定】

- データ分析結果の比較(年度別の分析結果)

※事業主のみみなさまへ

コラボヘルスは、事業主と健保組合の連携が不可欠です。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成27年度 疾病予防事業概要

被保険者と被扶養者のみなさまの疾病予防対策に力を注ぎ、疾病の早期発見と実施後における健康管理、保健指導の充実をはかるため、次の事業を行います。

各種事業はご家族(被扶養者)も対象となります。

種別	項目	対象者	実施回数	一部負担金 (消費税含む)	実施方法 (一次健診)	補助金 (消費税含む)
一般健康診査		被保険者および被扶養者	一般健康診査	1,080円	①契約医療機関の施設または検診車で巡回、または一定の場所に集合して実施 ②大阪薬業保健センターで実施	契約外の機関を利用の場合、それぞれの健診(検診)の費用から規定の一部負担金を差し引いた金額 ただし、上限は次のとおり
生活習慣病健診			生活習慣病健診	2,160円		
人間ドック		35歳以上の被保険者および被扶養者	人間ドック	一泊 43,200円 日帰り 21,600円	契約医療機関(健康保険組合連合会契約機関を含む)で実施	一般健診 7,020円
特定健診		40歳～74歳になる被保険者および被扶養者	特定健診 のいずれかを 年1回 (4月～翌年3月に1回)	被保険者 1,080円 被扶養者 なし		特定健診受託機関にて実施 (一般・生活・ドックには特定健診項目を含む)
特定保健指導		特定健診により必要があると認められた方	※「高確法」のプログラムによる	なし	特定保健指導受託機関にて実施	特定健診 7,020円
大腸がん検診		35歳以上の被保険者および被扶養者		324円	上記①②のとおり	特定保健指導
腹部超音波検査				2,376円	上記①のとおり	動機づけ 7,560円 積極的 23,760円
歯科予防健診		被保険者および被扶養者	年1回 (4月～翌年3月に1回)	540円	⑤巡回と集合にて実施 (契約医療機関) ⑥大阪薬業保健センターで実施	大腸がん検診 1,620円 腹部超音波検査 2,484円 歯科予防健診 3,780円
前立腺がん検診		50歳以上の被保険者および被扶養者			契約医療機関・大阪薬業保健センターその他で実施	検診の費用のうち 1,080円を上限に補助
肝炎ウイルス検診			当組合在籍期間に 1回限り			検診の費用のうち 1,944円を上限に補助
乳がん検診		35歳以上の被保険者および被扶養者	年1回 (4月～翌年3月に1回)	疾病予防補助金を 超える額	契約医療機関その他で実施 乳腺エコー マンモグラフィ2方向 マンモグラフィ1方向	検診の費用のうち 乳腺エコー 3,024円 マンモグラフィ2方向 4,104円 マンモグラフィ1方向 2,808円 を上限に補助
子宮がん検診					契約医療機関その他で実施 子宮細胞診(自己採取不可)	検診の費用のうち 1,944円を上限に補助
胃がん検診					生活習慣病健診・人間ドック 以外で実施した 胃部エックス線検査	検診の費用のうち 6,480円を上限に補助
ピロリ菌検査 (便中抗原検査)		50歳以上の被保険者および被扶養者	当組合在籍期間に 1回限り	1,080円	自宅で検体を採取し、検査キットを返送 結果が自宅に届く	
海外赴任前および 帰国後の健康診断		被保険者および 帯同する被扶養者等	都度	12,960円	大阪薬業保健センターで実施	
海外赴任に伴う 予防接種		被保険者および 15歳以上の被扶養者等	都度	A型肝炎 6,480円 B型肝炎 4,320円 破傷風 3,240円 日本脳炎 5,400円 狂犬病 12,960円	大阪薬業保健センターで毎週水曜日午後2時～(完全予約制)実施	

※「高確法」→高齢者の医療の確保に関する法律

種別	項目	対象者	補助金(消費税含む)	申請方法	その他
インフルエンザ 予防接種		被保険者および被扶養者 (65歳以上等公費補助制度該当者は公費優先)	1,000円 (10月～翌年1月接種分 1回限り・接種に要した 費用が1,000円未満の 場合はその額を限度)	事業主取りまとめによる一括申請 (任意継続被保険者は個人請求) 申請書に次の項目の記載のある領収書(コピー可)を添付 ○予防接種を受けた方の氏名 ○接種した日付 ○「インフルエンザ予防接種代」の表示 ○接種した医療機関等の名称と印 ○予防接種に要した費用	毎年別に定める期間に 受けた接種分を 2月末までに申請

健康相談コーナー

保健師・管理栄養士による、被保険者および被扶養者の日常生活における健康に関する相談窓口。

- ◎各種事業内容についてのご質問は、健康管理部(☎06-6941-6352)までお問い合わせください。
- ◎各種補助金の請求は、必ず年度内(4月～翌3月)に行ってください。
- ◎歯科予防健診の契約医療機関は、日本歯科衛生協会(大阪支社☎06-6325-8011)と総合健康促進保健協会関西(☎06-4806-1022)の2カ所です。

被扶養者に異動があれば、 早めの手続きを

就職や結婚など、被扶養者でなくなったときは、被扶養者から削除となりますので手続きが必要となります。該当する場合は、5日以内に届け出をお願いします。

被扶養者数は高齢者医療制度への納付金の算定式にも使われています。異動があったのにそのまましていると納付金も増額され、健保組合は不要な支出をしてしまうことになります。健保組合では定期的に被扶養者の資格確認を行っていますので、ご協力ください。



ご注意ください! 加入資格を失うと、当健保組合の保険証は、使うことができなくなります。被保険者の場合は退職日の翌日から（被扶養者がいる場合は、被扶養者の保険証も使えません）、被扶養者の場合は被扶養者資格を満たさなくなった日から使うことはできません。月の途中であっても、保険証が使えなくなりますので、ご注意ください。

医療費を立て替え払いした場合は、 療養費が支給されます

健康保険では、患者が医療費の全額を医療機関に支払い、後から給付金の払い戻しを受けられる場合があります。このような立て替え払いに対して行われる給付を「療養費」（被扶養者の場合は「家族療養費」）といいます。

●支給される額

かかった費用のうち、保険診療に準じて算出された額の7割～9割（年齢や所得によって異なる。右表参照）が被保険者には療養費、被扶養者には家族療養費として支給されます

●年齢別にみる給付割合

小学校入学前	8割	
小学校入学後～69歳	7割	
70歳～74歳	平成26年3月31日以前に70歳に達している人	9割
	平成26年4月1日以降に70歳に達する人	8割
	現役並み所得のある場合	7割

たとえば、こんなとき療養費の支給対象になります

- 急病のため保険証をもたずに医療機関にかかった
- やむを得ない理由で保険が適用されない医療機関にかかった
- 海外滞在中や旅行中に病気やけがをして医療機関にかかった
- 就職直後で保険証が届いていないときに医療機関にかかった

新入社員のみなさまなど、保険証が届くまでの間、病院にかかる場合は、いったん医療費の全額を立て替え、健保組合へ請求して、払い戻しを受けてください。

ご注意ください! 支払った費用のすべてが給付対象になるとは限りません。健康保険で認められている治療方法と料金に基づいて算出された額が支給されます。また、請求には必ず領収書と診療報酬明細書が必要になります。

平成27年 1月 事業状況

	大阪	神戸	京都	合計	
事業所数(件)	621	94	71	786	
被保険者数(人)	男	54,465	7,432	4,798	66,695
	女	21,542	2,440	2,119	26,101
	計	76,007	9,872	6,917	92,796
平均報酬月額(円)	男	408,796	411,260	364,003	405,848
	女	266,266	261,897	229,659	262,886
	計	368,400	374,343	322,847	365,637
保険料(給与分)1人あたり額(円)	34,261	34,814	30,025	34,004	
保険料(賞与分)1人あたり額(円)	1,671	464	1,340	1,518	
保険給付1人あたり額(円)	39,682	39,338	36,463	39,406	
扶養率	0.96	1.04	0.86	0.96	

保険給付1人あたり額には、前期高齢者納付金等を含む

整骨院・接骨院で

「負傷原因を正しく伝えていきますか？」

療養費支給申請書の記入は記載内容をチェックしてから

整骨院・接骨院では健康保険を使って施術を受けることができますが、どんな場合でも使えるわけではありません。使えるのはどんな場合か正しく知って、適切に利用してください。

健康保険を使えるのはどんな場合？

医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、捻挫（いわゆる肉ばなれを含む）と診断され、整骨院や接骨院で施術を受けた場合に、健康保険を使えます。なお、骨折と脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

具体的には、日常生活やスポーツ中に転んでひざを打ったり、足首をひねったりして急に痛みが出た場合などに、健康保険を使って施術を受けることができます。負傷原因がはっきりしているケガや痛みの場合のみ健康保険を使えますので、整骨院や接骨院では、負傷原因を正しく伝えるようにしましょう。

整骨院・接骨院で健康保険を使えない例にはこんなものがあるよ

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- 病院、診療所などで同じ負傷等を治療中のもの。
- 労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷。

健康保険を使える場合は限られています



療養費支給申請書は記載内容をチェックしてから記入を

療養費支給申請書に患者が被保険者名等を記入するのは、療養費の受け取りを柔道整復師に委任する意味があり、健保組合が被保険者以外の方に療養費を支払ううえで、重要な要件となります。

そのため患者自身による記入が必要です。ケガで自筆ができない場合など、やむを得ない場合のみ代筆が認められています。

実際に記入する場合には、負傷原因、負傷名、日数、金額などが事実と異なっていないか確認してから、記入するようにしてください。

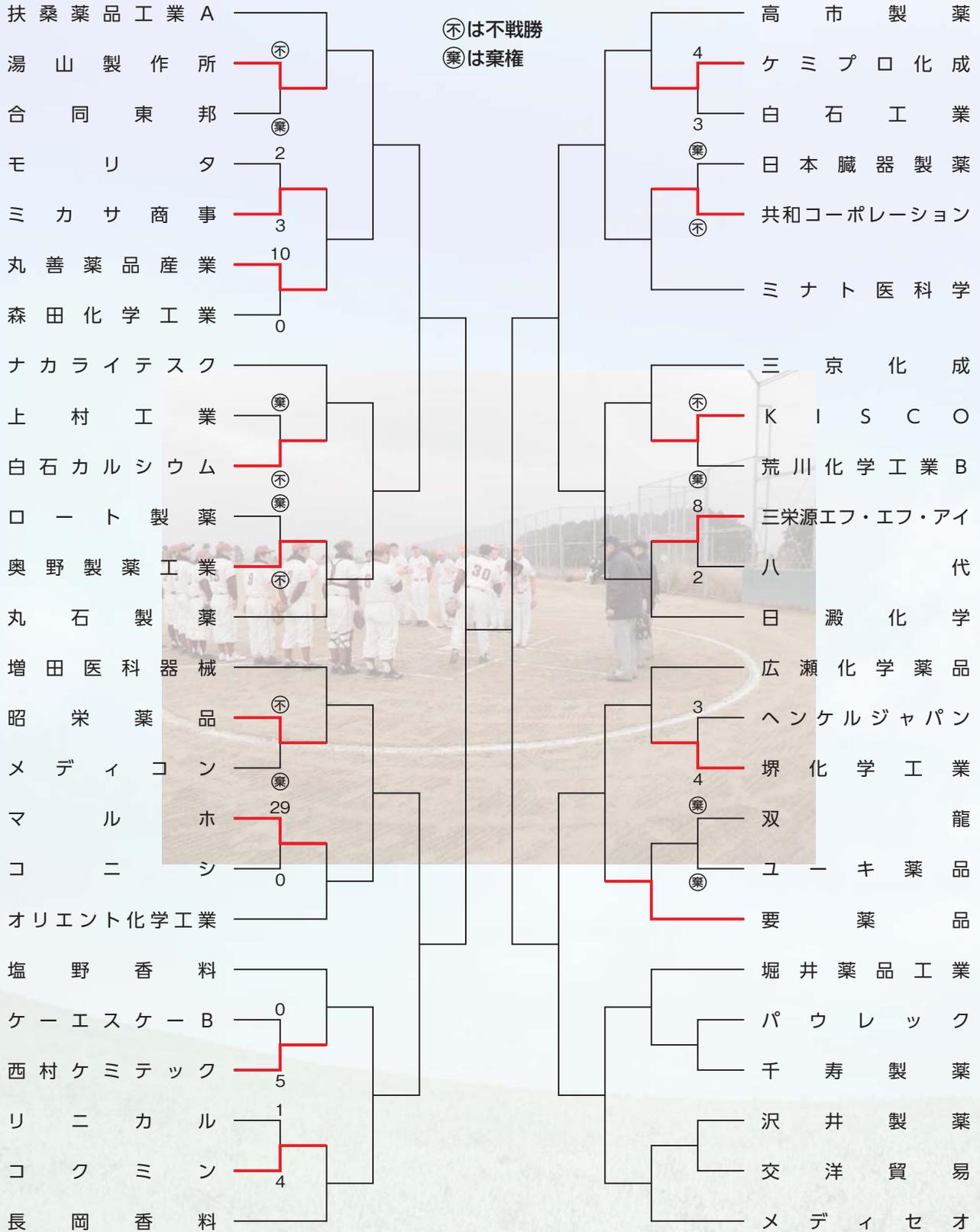
領収証がもらえます大切に保管しましょう

領収証は柔道整復師に発行が義務づけられているため、無料でもらうことができます。医療費控除の対象となるため、大切に保管するようにしましょう。ただし、疲れをいやしたり、体調を整えるといった施術は医療費控除の対象には含まれません。

施術内容が記載された明細書（有料となる場合あり）は、患者の希望により発行してもらうことができます。



大阪薬業健保・基金 野球大会始まる

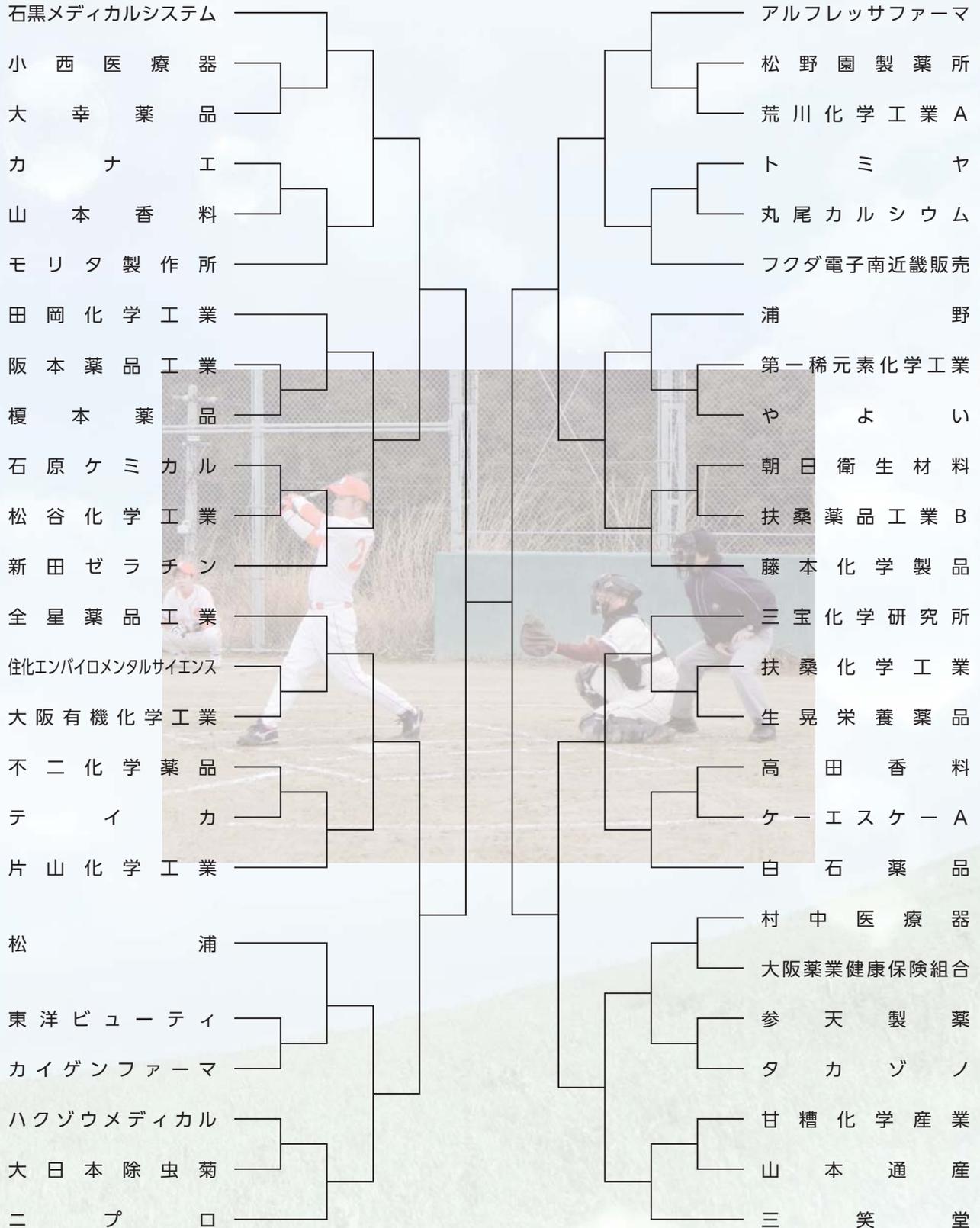




第31回野球大会が、3月14日（土）舞洲スポーツアイランドで98チーム（95事業所）が参加のもとに開幕しました。

開会式では、昨年優勝した扶桑薬品工業から優勝旗の返還、湯山製作所・柴真二郎選手の選手宣誓があり、9日間にわたる熱戦が始まりました。

トーナメント表と3月16日現在の戦績は次のとおりです。



契約保養所利用補助金のご案内



- 1.補助対象者** 被保険者ならびに被扶養者として認定を受けている配偶者
- 2.補助額** 1泊2,000円（北国グランドホテルは3,000円）
年間（4/1～翌3/31）2泊まで
- 3.補助対象施設** A. ジェイティービー協定旅館およびホテル
（一部取り扱いできない施設がありますので、詳しくは
ジェイティービー各支店にてご確認ください）
B. 組合独自の契約施設（次の18施設です）

ラフォーレ直営施設	予約センター大阪 TEL 06-6396-5489 東京 TEL 03-6409-2800	シティプラザ大阪	大阪市中央区本町橋2-31 TEL 06-6947-7702
ダイワロイヤルホテルズ	予約センター TEL 0120-017-626	青山ガーデンリゾートホテル ローザブランカ	三重県伊賀市寺脇721 予約専用 TEL 0595-52-3800
プリンスホテル	予約センター TEL 0120-33-8686	柏原市健康保養センターサンヒル柏原	大阪府柏原市安堂町115-1 TEL 072-972-3377
ホテルグリーンプラザ	予約センター TEL 03-5272-3111	北国グランドホテル	福井県敦賀市中80-1-3 TEL 0770-22-4551
(社)国民宿舎協会	URL http://www.kokumin-shukusha.or.jp	花はす温泉 そまやま	福井県南条郡南越前町中小屋60-1 TEL 0778-47-3368
ハウス海の子	兵庫県豊岡市竹野町竹野603 TEL 0796-47-0139	今庄365温泉 やすらぎ	福井県南条郡南越前町板取85-6 TEL 0778-45-1113
グリーンピア三木	兵庫県三木市細川町垂穂字横山894-60 TEL 0794-83-5211	ニューサンピア敦賀	福井県敦賀市呉羽町2番地 TEL 0770-24-2111
ふるばやし	兵庫県豊岡市竹野町竹野駅前 TEL 0796-47-0026	民宿 長谷	福井県三方上中郡若狭町食見 TEL 0770-46-1735
くろよんロイヤルホテル	長野県大町市日向山高原 TEL 0261-22-1530	かんぼの宿	URL http://www.kanponoyado.japanpost.jp

4.利用方法

A. ジェイティービー協定旅館およびホテル

- ①ジェイティービーの窓口で予約。
- ②利用申込書（桃色4枚複写）を組合へ提出し、承認を受ける。
- ③組合承認済みの利用申込書をジェイティービー窓口へ提出し、補助金額を差し引いた料金を支払い、クーポンを受け取る。
- ④宿泊施設へクーポンを渡す。

※予約人員の増減または取り消しが生じたときは、必ず健康保険組合およびジェイティービーにご連絡ください。

B. 組合独自の契約施設

- ①直接、各施設へ予約。
 - ②利用申請書（青色2枚複写・北国グランドホテルのみ白色2枚複写）を組合へ提出し、承認を受ける。
 - ③組合承認済みの利用案内書を宿泊施設へ提出し、補助金額を差し引いた料金を支払う。
- ※予約人員の増減または取り消しが生じたときは、必ず健康保険組合および各施設にご連絡ください。

夏期海の家開設のお知らせ



今年も例年どおり7月18日（土）から8月31日（月）まで「海の家」を開設いたします。申し込み方法等につきましては、事前に各事業所宛にご案内しておりますのでご確認ください（組合ホームページの「健保組合からのお知らせ」にも掲載しております）。なお、予約は5月7日（木）午前9時より受け付けます。

- 施設名 「ハウス海の子」 兵庫県豊岡市竹野町竹野603番地
TEL・FAX 0796-47-0139
- 利用料金 大人（中学生以上）1泊2食 4,000円 小人（4歳～小学生）1泊2食 2,500円
※ 消費税込 ※ 組合員以外の大人 1泊2食 6,000円 小人 1泊2食 3,500円

- 発行所 大阪薬業健康保険組合 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号 ☎06(6941)5001
大阪薬業厚生年金基金 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号 ☎06(6945)1021